

国民年金は届け出や申請が必要です

就職、退職、結婚などにより国民年金の加入者の種類が変わると届け出が必要です。届け出をしなかったり遅れたりしますと、一度に多額の納付通知書が届いたり、将来受け取る年金の額が少なくなるようなこともありますので、次のようなときは、届け出を忘れずに行いましょう。

こんな時	届出先	必要なもの
20歳になった時	第1号被保険者⇨市町村 第3号被保険者⇨配偶者の勤務先	印鑑 *事前に送付された書類をお持ちの方は、送付された書類
会社を辞めた時	市町村	印鑑、年金手帳(本人、配偶者のもの)、退職した年月日のわかる証明書
結婚や退職等で配偶者の扶養になった時	配偶者の勤務先	必要な書類は、勤務先にお問合せください。
配偶者の扶養からはずれた時	市町村	印鑑、年金手帳、扶養からはずれた年月日のわかる証明書
住所・氏名が変わった時	第1号被保険者⇨市町村 第3号被保険者⇨配偶者の勤務先	印鑑、年金手帳
年金手帳をなくした時	第1号被保険者⇨市町村 第3号被保険者⇨社会保険事務所	印鑑
口座振替を希望・取りやめ・変更する時	銀行・農協などの金融機関、郵便局、社会保険事務所	銀行等の届出印、預貯金通帳、納付通知書
保険料を納めるのが困難な時	市町村	印鑑、年金手帳、失業した場合は、「雇用保険被保険者離職票」または「雇用保険受給資格証」
学生で保険料を納めるのが困難な時	市町村	印鑑、年金手帳、「学生証」または「在学証明書」
65歳になった時	第1号被保険者期間のみの方⇨市町村 第3号被保険者期間のある方⇨社会保険事務所	印鑑、年金手帳、年金を受け取る預貯金通帳、戸籍謄本等、配偶者が年金を受けている方は、配偶者の年金証書 *事前に送付された書類をお持ちの方は、送付された書類
障害になった時	20歳未満の方⇨市町村 初診日が第1号被保険者の方⇨市町村 初診日が第3号被保険者の方⇨社会保険事務所	印鑑、年金手帳、戸籍謄本、診断書、病歴・就労状況申立書、初診に関する申立書等
死亡した場合(国民年金加入中の方)	市町村	「遺族基礎年金」「寡婦年金」「死亡一時金」により必要な書類が異なります。
任意加入する時(年金額が満額に満たない場合)、任意加入をやめる時	市町村	印鑑、年金手帳 *60歳から65歳まで任意加入できます。
過去に第3号被保険者の届け出を忘れていた場合	配偶者の勤務先、社会保険事務所	印鑑、年金手帳 *昭和61年4月以降の期間が認められます。

⑧第1号被保険者⇨20歳以上60歳未満の自営業者、農林漁業者、無職、自由業者などの人とその配偶者、学生

第3号被保険者⇨第2号被保険者(会社員、公務員など)に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者

問合せ・届け出

早来庁舎 国保年金課年金係 ☎② 2512
追分庁舎 住民総合相談室 ☎⑤ 2411

年金に関する電話相談を「ねんきんダイヤル」でも行っていますので、ご利用ください

【年金の請求などの年金相談】

☎ 0570-05-1165

【年金を受けている方の年金相談】

☎ 0570-07-1165

受付時間

8時30分～17時(土、日、祝日を除く)